

 神奈川県 http://www.pref.kanagawa.jp/

**令和4年度湘南・県西地区行政との  
勉強会及びセミナー**

**廃棄物の排出事業者責任  
及び  
プラスチック資源循環促進法**

令和5年2月17日 神奈川県湘南地域県政総合センター  
環境調整課長 中田 康博

Kanagawa Prefectural Government

**目 次**

**I. 廃棄物の排出事業者責任について**

- I-① 廃棄物の定義と区分
- I-② 廃棄物の適正処理と排出者責任

**II. プラスチック資源循環促進法について**

- II-① プラスチック資源循環促進法の概要
- II-② プラスチック使用製品設計指針
- II-③ 特定プラスチック使用製品の使用の合理化
- II-④ 製造・販売事業者等による自主回収・再資源化事業
- II-⑤ プラスチック使用製品産業廃棄物等の  
排出抑制・再資源化等
- II-⑥ 排出事業者による再資源化事業

Kanagawa Prefectural Government 2

## I ー① 廃棄物の定義と区分

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

### ○ 廃棄物の定義 (法第2条)

この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の**汚物又は不要物**であって、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)をいう。(第1項)

この法律において「一般廃棄物」とは、**産業廃棄物以外の廃棄物**をいう。(第2項)

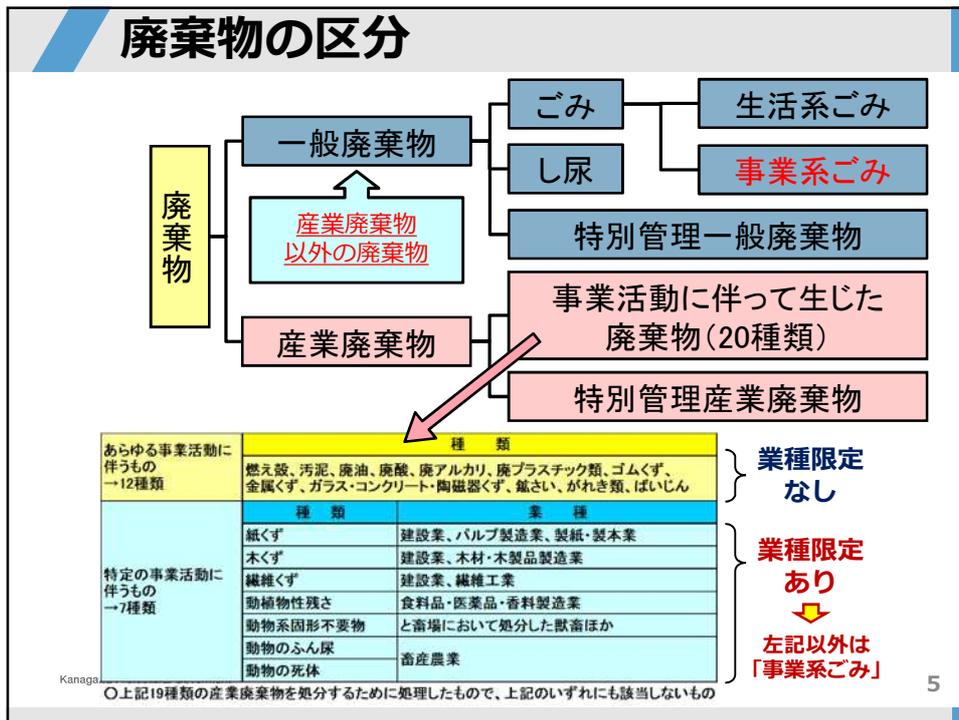
#### 廃棄物処理法は「廃棄物」を対象とする

(→本来廃棄物であるものを有価物と称し不適正に処理されるおそれがある)

#### 「行政処分の指針」

(令和3年4月14日環循規発第2104141号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知)

廃棄物とは、**占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要になったもの**をいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を**総合的に勘案して判断**すべきものであること。



## 特別管理産業廃棄物の分類

### 特別管理産業廃棄物(令第2条の4)

種類	代表例	
廃油	揮発油類、灯油類、軽油類（引火点70℃未満）	
廃酸	水素イオン濃度指数（pH）が2.0以下の廃酸	
廃アルカリ	水素イオン濃度指数（pH）が12.5以上の廃アルカリ	
感染性産業廃棄物	医療機関等から排出される血液、使用済みの注射針などの感染性病原体を含む又はそのおそれのある産業廃棄物	
特定有害産業廃棄物	廃PCB、PCB汚染物、PCB処理物	
	廃水銀等	施行令で定める施設で生じた廃水銀等（水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀等を除く。）
	廃石綿等	①建築物およびその他の工作物から除去された、飛散性の吹き付け石綿・石綿含有保温材 ②除去工事から排出されるプラスチックシート、防じんマスク、作業衣など ③大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石綿など
	その他の有害産業廃棄物	施行令で定める施設で生じた産業廃棄物で有害物質（水銀、カドミウム、鉛等）について、環境省令で定める基準に適合しないもの

## I-② 廃棄物の適正処理と排出者責任

Kanagawa Prefectural Government

### 廃棄物の排出事業者責任 1

#### ○ 事業者の責務(法第3条)

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、**自らの責任において適正に処理**しなければならない(第1項)

#### 産業廃棄物の処理

事業者は、その産業廃棄物を**自ら処理しなければならない**(法第11条)

#### ⇒ 「排出事業者責任」

#### 一般廃棄物の処理

- ・市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない(法第6条)
- ・市町村は、計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、及び処分(・・・)しなければならない(法第6条の2)

Kanagawa Prefectural Government

8

## 自ら処理の基準

### ○ 事業者の処理(法第12条、12条の2)

事業者は、自らその(特別管理)産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合(政令で定める)(特別管理)産業廃棄物**処理基準に従わなければならない**(第1項)

- ・ 廃棄物の**処理**とは…  
 廃棄物の**保管、収集、運搬、再生、処分等**(法第1条)

これらの処理を事業者が**自ら行う場合**について、処理基準が適用

通常は**委託処理**が主流

①保管基準 } を中心に  
 ②委託基準 } 説明します

Kanagawa Prefectural Government

9

## 保管基準の詳細

事業者は、その(特別管理)産業廃棄物が**運搬されるまでの間**、(環境省令で定める)(特別管理)産業廃棄物**保管基準に従い**、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

(法第12条第2項、12条の2第2項)

### 保管基準(規則第8条、第8条の13)

- ・ 周囲に囲いを設ける
- ・ 必要事項を明示した掲示板設置(右図: 掲示板の例)
- ・ 廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭の発散の防止
- ・ 積上げ高さの制限を遵守 等

※1 屋外で容器を用いずに保管する場合  
 ※2 排出した場所以外で保管する場合

産業廃棄物保管場所	
保管する廃棄物の種類	金属くず がれき類
管理者の氏名 又は名称	○×産業株式会社 管理課 ○○太郎
連絡先	000-123-0000
最大保管高さ (※1)	○m
最大保管量 (※2)	○m <sup>3</sup>

↑ 高さ 60cm以上 ↓

← 60cm以上 →

Kanagawa Prefectural Government

10

## 委託の基準

### ○ 委託の基準(法第12条)

事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、許可を受けた産業廃棄物処理業者等にそれぞれ委託しなければならない。(第5項)

事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。(第6項)



事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない(法第11条)とされているが、委託基準に則ることで、他人にその産業廃棄物の処理を委託することができる。



## 委託基準の詳細

### (特別)産業廃棄物委託基準(令第6条の2、第6条の6)

#### ・許可業者への委託

委託する産業廃棄物の処理が「事業の範囲」に含まれている業者に委託

#### ・委託契約は書面による

契約書の記載すべき内容、添付すべき書類

#### ・保存期間

その契約の終了の日から環境省令で定める期間(5年間)保存

#### 二者間契約

事業者は、運搬と処分を処理業者に委託する場合、運搬については収集運搬業者と、処分については処分業者とそれぞれ委託契約(二者間契約)を締結しなければならない

#### 再委託の原則禁止

事業者と委託契約を結んだ者が、他の者にその業務を行うよう委託することは原則禁止(法第14条第16項、14条の4第16項)

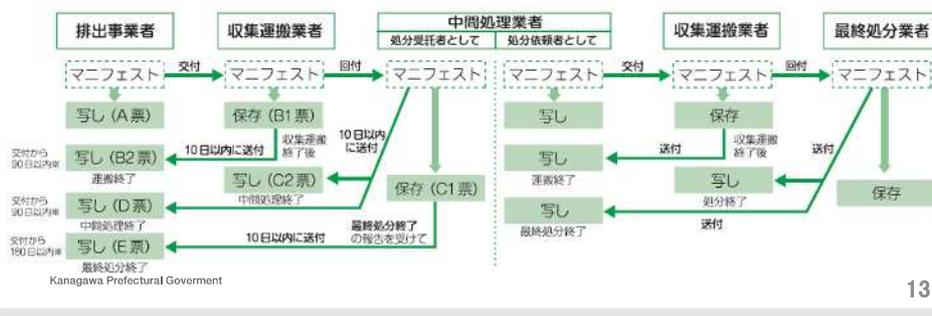
Kanagawa Prefectural Government

12

## 産業廃棄物管理票制度（マニフェスト）

産業廃棄物の処理を委託する場合、委託者は受託者に、産業廃棄物の**引渡しと同時に環境省令で定められた事項を記載したマニフェストを廃棄物の種類ごと、行き先ごとに交付しなければならない**（法第12条の3第1項）

- ① 排出事業者責任の明確化
- ② 不法投棄の未然防止



13

## 廃棄物の排出事業者責任 2

### ○ 委託した処理が不適正に行われた場合の措置命令

(法第19条の5、第19条の6)

産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われ、生活環境の保全上支障が生じ、または生ずるおそれがあると認められるときは、**下記の違反した排出事業者は支障除去等(廃棄物の撤去など)の措置命令の対象となります。**

- 委託基準に違反
- マニフェストに係る義務に違反
- その他処理に関して適正な対価を負担していないなどの注意義務に違反等

### <措置命令違反の罰則>

5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金またはこの併科（法第25条第5号）

Kanagawa Prefectural Government

14

## 目次

### I. 廃棄物の排出事業者責任について

- I-① 廃棄物の定義と区分
- I-② 廃棄物の適正処理と排出者責任

### II. プラスチック資源循環促進法について

- II-① プラスチック資源循環促進法の概要
- II-② プラスチック使用製品設計指針
- II-③ 特定プラスチック使用製品の使用の合理化
- II-④ 製造・販売事業者等による自主回収・再資源化事業
- II-⑤ プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出抑制・再資源化等
- II-⑥ 排出事業者による再資源化事業

## II-① プラスチック資源循環促進法の概要

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」 2022年4月1日施行

### 【プラスチックの特徴】

- 軽量、丈夫で水に強く、安価に大量生産することが可能
- 様々な色や形状、特性の製品を作ることが可能
- 衛生面についてもコロナ禍で再評価
- 再生利用が難しいものが多い(汚れの付着、複数の樹脂が混合された状態での排出、再生コストとの兼ね合い等が原因)  
⇒国内のマテリアル・ケミカルリサイクル率は25%程度 (2019)
- 通常、化石燃料を原料とし、紙や木と異なりカーボンニュートラルでない  
⇒焼却、熱回収(サーマルリサイクル)により地球温暖化に影響
- 環境中で分解されにくい ⇒マイクロプラスチック等による海洋汚染の要因

### 【国のプラスチック対策の方向性】

「3R+Renewable」※の原則のもと、プラスチック使用製品の使用の合理化や回収・再商品化を進めることで、プラスチックによる追加的な海洋汚染を無くすとともに、2050年脱炭素社会の実現に不可欠な循環経済への移行を進める

※発生抑制、再使用、再生利用+再生可能資源(紙、木、バイオマスプラスチック等)への転換

## II-① プラスチック資源循環促進法の概要

### 【法での措置事項】

ライフサイクル	法での措置事項(概要)	対象	対象者	主務大臣
設計・製造	プラスチック使用製品設計指針	プラスチック使用製品	プラスチック使用製品製造事業者等	経産大臣、事業所管大臣 (内閣総理大臣、財務大臣、厚労大臣、農水大臣、経産大臣、国交大臣)
販売・提供	特定プラスチック使用製品の <u>使用の合理化</u>	<u>特定プラスチック使用製品</u> (12品目)	特定プラスチック使用製品提供事業者 (小売・サービス事業者等)	経産大臣、事業所管大臣 (厚労大臣、農水大臣、経産大臣、国交大臣)
排出・回収・リサイクル	市区町村による分別収集・再商品化	プラスチック使用製品廃棄物	市区町村	経産大臣、環境大臣 <b>省略</b>
	製造・販売事業者等による自主回収・再資源化	自らが製造・販売・提供したプラスチック使用製品	プラスチック使用製品の製造・販売事業者等	経産大臣、環境大臣
	排出事業者による排出の抑制・再資源化等	プラスチック使用製品産業廃棄物等	排出事業者	経産大臣、環境大臣、事業所管大臣(全大臣) <sup>※1</sup>

※1 再資源化事業計画に関する事項は、経産大臣・環境大臣に限る

## II-① プラスチック資源循環促進法の概要



↑国の特設ウェブサイト  
<https://plastic-circulation.env.go.jp/>

法制度パンフレット(全32ページ)→



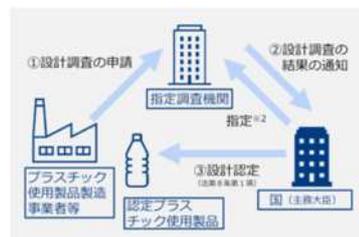
## II-② プラスチック使用製品設計指針

○ プラスチック使用製品製造事業者等が取り組むべき事項及び配慮すべき事項(抜粋)

<b>(1) 構造</b>	①減量化	②包装の簡素化
	③長期使用化・長寿命化	④再使用が容易な部品の使用 又は部品の再使用
	⑤単一素材化等	⑥分解・分別の容易化
	⑦収集・運搬の容易化	⑧破碎・焼却の容易化
<b>(2) 材料</b>	①プラスチック以外の素材への代替	②再生利用が容易な材料の使用
	③再生プラスチックの利用	④バイオプラスチックの利用
<b>(3) 製品のライフサイクル評価</b>		

○ 設計指針に適合した設計の認定制度

- ・特に優れた製品を国が認定
  - ・グリーン購入法上の配慮
  - ・リサイクル設備の支援
- 認定製品の利用促進



Kanagawa Prefectural Government

19

## II-③ 特定プラスチック使用製品の使用の合理化

○ 特定プラスチック使用製品と特定プラスチック使用製品提供事業者

対象製品	対象業種*
①フォーク ②スプーン ③テーブルナイフ ④マドラー ⑤飲料用ストロー 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種商品小売業（無店舗のものを含む）</li> <li>・飲食品小売業（野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業及び酒小売業を除き、無店舗のものを含む）</li> <li>・宿泊業</li> <li>・飲食店</li> <li>・持ち帰り・配達飲食サービス業</li> </ul>
⑥ヘアブラシ ⑦くし ⑧かみそり ⑨シャワーキャップ ⑩歯ブラシ 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊業</li> </ul>
⑪衣類用ハンガー ⑫衣類用カバー 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種商品小売業（無店舗のものを含む）</li> <li>・洗濯業</li> </ul>

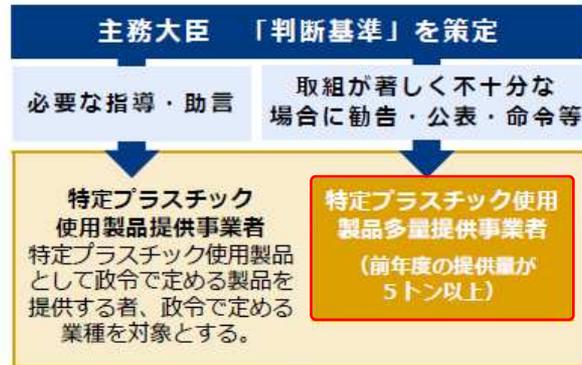
※ 総務省 日本標準産業分類 [https://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm](https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm)

Kanagawa Prefectural Government

20

## II-③ 特定プラスチック使用製品の使用の合理化

- 勧告等の対象となる「特定プラスチック使用製品多量提供事業者」



## II-③ 特定プラスチック使用製品の使用の合理化

- 特定プラスチック使用製品の使用の合理化

項目	判断基準の概要
使用の合理化	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定プラスチック使用製品提供事業者は、次に掲げる取組その他の特定プラスチック使用製品の使用の合理化のための取組を行うことにより、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制すること。</li> </ul>
提供方法の工夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者にその提供する特定プラスチック使用製品を有償で提供すること。</li> <li>消費者が商品を購入し又は役務の提供を受ける際にその提供する特定プラスチック使用製品を使用しないように誘引するための手段として景品等を提供すること。</li> <li>その提供する特定プラスチック使用製品の使用について消費者の意思を確認すること。</li> <li>その提供する特定プラスチック使用製品について繰返し使用を促すこと。</li> <li>その他の措置を講ずることにより、消費者によるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制を促進すること。</li> </ul>
製品の工夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>薄肉化、軽量化その他の特定プラスチック使用製品の設計又はその部品若しくは原材料の種類について工夫された特定プラスチック使用製品を提供すること。</li> <li>適切な寸法の特定プラスチック使用製品を提供すること。</li> <li>繰返し使用が可能な製品を提供すること。</li> <li>その他の措置を講ずることにより、自らの特定プラスチック使用製品の過剰な使用を抑制すること。</li> </ul>

## II-④ 製造・販売事業者等による自主回収・再資源化事業

### ◎ 製造・販売事業者等による自主回収・再資源化事業

プラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施を図るためには、プラスチック使用製品の性状や排出実態について情報を持ち合わせている製造・販売事業者等が、自治体や消費者と協力して積極的に自主回収・再資源化事業を行うことが重要です。

これまで、食品トレーやペットボトル等について、店頭等での自主回収が進められてきました。今後、自主回収の取組の多様化や規模の拡大を促進するため、本制度により、製造・販売事業者等が作成した自主回収・再資源化事業計画を主務大臣が認定した場合に、認定を受けた事業者は廃棄物処理法に基づく業の許可がなくても、使用済プラスチック使用製品の自主回収・再資源化事業を行うことができるようになりました。

ただし、主務大臣の認定を受けた場合であっても、廃棄物処理法における業の許可以外の、廃棄物処理法に基づく規定（処理施設の設置許可等）は引き続き適用されます。

## II-④ 製造・販売事業者等による自主回収・再資源化事業

### ○ 自主回収・再資源化事業のスキーム（法第39条第1項）



※1 プラスチック使用製品を自らが製造・販売し、又は販売・役務の提供に付随してプラスチック使用製品を提供する事業者

※2 認定自主回収・再資源化事業者の委託を受けて使用済プラスチック使用製品の再資源化に必要な行為を業として実施する者（認定自主回収・再資源化事業計画に記載された者に限る）

※3 収集・運搬を行う際は当該認定に係る運搬車等である旨を外から見やすいように表示のうえ、認定証の写しの書面又は電磁的記録を備え付けること

## II-④ 製造・販売事業者等による自主回収・再資源化事業

### ○ 自主回収・再資源化事業計画の認定基準

基準	概要
法第39条第3項、施行規則第17条・第18条	
① 基本方針との適合性	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針に照らして適切であること</li> </ul>
② 再資源化の促進に資するものとして省令で定める基準との適合性	<ul style="list-style-type: none"> <li>処理の工程（再資源化により得られたものの利用まで）が明らかであること</li> <li>収集した使用済プラスチック使用製品に含まれるプラスチックを相当程度再資源化すること</li> <li>委託の範囲、責任が明確であること</li> <li>自主回収・再資源化事業の実施の状況を把握するために必要な権限を講じていること等</li> </ul>
③ 申請者 <sup>※5</sup> の能力に係る基準との適合性	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主回収・再資源化事業を適確に行うに足る知識・技能を有すること</li> <li>自主回収・再資源化事業を適確かつ継続して行うに足る経理的基礎を有すること</li> </ul>
④ 運搬施設（車両等）に係る基準との適合性	<ul style="list-style-type: none"> <li>飛散、流出、悪臭の防止等に必要な措置が講じられていること 等</li> </ul>
⑤ 処分施設に係る基準との適合性	<ul style="list-style-type: none"> <li>再資源化その他使用済プラスチック使用製品の処分に適する施設であること</li> <li>運転を安定的に行うことができ、適切に維持管理できること</li> <li>廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処理施設設置許可又は産業廃棄物処理施設設置許可が必要である場合は、当該許可を有していること 等</li> </ul>
⑥ 申請者 <sup>※5</sup> の適格性	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者<sup>※5</sup>が法第39条第3項第3号に規定する欠格要件<sup>※6</sup>に該当しないこと</li> </ul>

※4 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行規則

※5 委託先がいる場合は、委託先を含む

※6 イ) 法又は法に基づく命令・処分違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者、ロ) 認定を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者、ハ) 暴力団員等がその事業活動を支配する者 等

Kanagawa Prefectural Government

25

## II-⑤ プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出抑制・再資源化等

### (1) 排出事業者

事業所、工場、店舗等で事業を行う事業者の多くが対象になります。具体的には、プラスチック使用製品産業廃棄物等を排出する事業者が対象（第5章（判断基準）においては小規模企業者等を除き、第6章（再資源化事業）においては小規模企業者等も含む）となります。

#### 対象から除かれる「小規模企業者等」の要件

排出事業者の判断基準の対象から、下記の要件に当てはまる者は除かれます。

- ・従業員の数が20人以下の、商業・サービス業以外の業種を行う個人・会社・組合等
- ・従業員の数が5人以下の、商業又はサービス業に属する事業を行う個人・会社・組合等

#### 催告等の対象となる「多量排出事業者」の要件

排出事業者のうち、下記の要件に当てはまる事業者は、「多量排出事業者」となります。

- ・前年度におけるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量が250トン以上である排出事業者

### (2) プラスチック使用製品産業廃棄物等

事業活動に伴って排出されたプラスチック使用製品産業廃棄物であれば、プラスチック使用製品産業廃棄物等に該当します。具体的には、例えば一般的なオフィスであっても、事業活動に伴って排出されるボールペンやクリアファイル、バインダー等もプラスチック使用製品産業廃棄物等の対象となります。また、工場や店舗にあっては、事業活動に伴って生じるプラスチック製の端材や緩衝材等も対象となります。

Kanagawa Prefectural Government

26

## II-⑤ プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出抑制・再資源化等

主務大臣が、排出事業者がプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進するために取り組むべき事項として定めた判断基準は以下のとおりです。

主務大臣は、必要があると認めるときは、全ての排出事業者に必要な指導及び助言を行い、多量排出事業者に対しては、取組が著しく不十分な場合に、勧告・公表・命令等を行うことがあります。

### (1) 排出の抑制・再資源化等の実施の原則

項目	判断基準の概要
排出の抑制・再資源化	<ul style="list-style-type: none"> <li>プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関する技術水準及び経済的な状況を踏まえつつ、事業活動で使用するプラスチック使用製品の安全性や機能性等の必要な事情に配慮した上で、プラスチック使用製品産業廃棄物等について、可能な限り、次の方法で排出の抑制及び再資源化を実施すること。               <ol style="list-style-type: none"> <li>排出を抑制すること</li> <li>再資源化の促進に資するよう、適切に分別して排出すること</li> <li>再資源化を実施することができるものは、再資源化を実施すること</li> </ol> </li> <li>ただし、上記の方法によらないことが環境への負荷の低減に有効である場合は、この限りではない。</li> </ul>
熱回収	<ul style="list-style-type: none"> <li>プラスチック使用製品産業廃棄物等のうち、再資源化を実施することができないものであって、熱回収<sup>※2</sup>を行うことができるものは、熱回収を行うこと。</li> </ul>
委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>プラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化等を適正に行うことができる者に委託することができる。ただし、熱回収に係る委託については、再資源化を実施することができないものに限る。</li> </ul>

※2 使用済プラスチック使用製品等の全部又は一部であって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することができる状態にすること

## II-⑤ プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出抑制・再資源化等

### (2) 排出の抑制に当たって講ずる措置

項目	判断基準の概要
排出の抑制	<p>プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制を促進するため、主として次に掲げる措置を講ずること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>プラスチック使用製品の製造、加工又は修理の過程において、下記のような、事業活動に伴い生ずるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制を促進すること。               <ol style="list-style-type: none"> <li>原材料の使用の合理化を行うこと</li> <li>端材の発生を抑制すること</li> <li>端材やプラスチック使用製品の試作品を原材料として使用すること</li> </ol> </li> <li>流通又は販売の過程において使用するプラスチック製の包装材について、下記のような、事業活動に伴い生ずるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制を促進すること。               <ol style="list-style-type: none"> <li>簡素な包装を推進すること</li> <li>プラスチックに代替する素材を活用すること</li> </ol> </li> <li>事業活動において使用するプラスチック使用製品について、下記のような、プラスチック使用製品の使用の合理化を行うことによりプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制を促進すること。               <ol style="list-style-type: none"> <li>なるべく長期間使用すること</li> <li>過剰な使用を抑制すること</li> <li>部品又は原材料の種類について工夫されたプラスチック使用製品を使用すること</li> </ol> </li> </ul>

## II-⑤ プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出抑制・再資源化等

### (3) 再資源化等に当たって講ずる措置

項目	判断基準の概要
再資源化等	<p>プラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化等を行うため、主として次に掲げる措置を講ずること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① リチウムイオン蓄電池を使用する機器といった、再資源化等を著しく阻害するものの混入を防止すること</li> <li>② 工場又は事業場の周辺地域に再資源化を適正に実施することができる者が存在しない場合や、プラスチック使用製品産業廃棄物等に人が感染するおそれのある病原体が付着しているおそれがある場合といった、再資源化を実施することができない場合において、熱回収を行うことができるものは、熱回収を行うこと</li> <li>③ 自ら熱回収を行う場合、可能な限り効率性の高い熱回収を行うこと</li> <li>④ 熱回収を委託する場合、可能な限り効率性の高い熱回収を行う者を選定すること</li> <li>⑤ 廃棄物の飛散や流出といった、生活環境の保全上の支障が生じないよう措置を講ずること</li> </ol>

※3 JIS Z 7311:2010 で規定される「廃棄物由来の紙、プラスチックなど固形化燃料（RPF）」の活用等

### (4) 多量排出事業者の目標の設定・情報の公表等

項目	判断基準の概要
目標の設定 (多量排出事業者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 多量排出事業者は、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を行うため、その事業活動に伴い生ずるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関する目標を定め、これを達成するための取組を計画的に行うこと。</li> </ul>
情報の公表 (多量排出事業者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 多量排出事業者は、毎年度、当該年度の前年度におけるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量及び目標の達成状況に関する情報をインターネットの利用その他の方法により公表するよう努めること。</li> </ul>

## II-⑤ プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出抑制・再資源化等

### (5) 排出事業者の情報の提供

項目	判断基準の概要
受託者への情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 排出事業者は、プラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化等を委託するに当たっては、当該再資源化等を受託した者に対し、当該プラスチック使用製品産業廃棄物等について、その排出及び分別の状況、性状及び汚染に関する事項その他の必要な情報を提供すること。</li> </ul>
情報の公表 (多量排出事業者を除く排出事業者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 多量排出事業者を除く排出事業者は、毎年度、当該年度の前年度におけるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量並びに当該プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の状況に関する情報をインターネットの利用その他の方法により公表するよう努めること。</li> </ul>

### (6) 本部・加盟者における排出の抑制・再資源化等の促進

項目	判断基準の概要
本部事業者における取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本部事業者は、加盟者の事業活動に伴い生ずるプラスチック使用製品産業廃棄物等について、当該加盟者に対し、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関し必要な指導を行い、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進するよう努めること。</li> </ul>
加盟者における取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 加盟者は、本部事業者が実施するプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進のための措置に協力するよう努めること。</li> </ul>

## II-⑤ プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出抑制・再資源化等

### (7) 教育訓練

項目	判断基準の概要
教育訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>排出事業者は、その従業員に対して、その事業活動に伴い生ずるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関する必要な教育訓練を行うよう努めること。</li> </ul>

### (8) 実施状況の把握・管理体制の整備

項目	判断基準の概要
実施状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>排出事業者は、その事業活動に伴い生ずるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の実施量その他のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の状況を適切に把握し、その記録を行うこと。</li> </ul>
管理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>排出事業者は、前項の記録の作成その他プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関する事務を適切に行うため、事業場ごとの責任者の選任その他管理体制の整備を行うこと。</li> </ul>

### (9) 関係者との連携

項目	判断基準の概要
関係者との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>排出事業者は、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等のための取組を効果的に行うため、国、関係地方公共団体、消費者、関係団体及び関係事業者との連携を図るよう配慮すること。その際、排出事業者は、必要に応じて取引先に対し協力を求めること。</li> </ul>

Kanagawa Prefectural Government

31

## II-⑥ 排出事業者による再資源化事業

プラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施を図るためには、排出事業者が、自らが排出するプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に取り組むことが重要です。

そのため、本制度により、排出事業者等が作成した再資源化事業計画を主務大臣が認定した場合に、認定を受けた事業者は廃棄物処理法に基づく業の許可がなくても、プラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化事業を行うことができるようになりました。

ただし、主務大臣の認定を受けた場合であっても、廃棄物処理法における業の許可以外の、廃棄物処理法に基づく規定（処理施設の設置許可・産業廃棄物管理票の交付等）は引き続き適用されます。

Kanagawa Prefectural Government

32

## II-⑥ 排出事業者による再資源化事業

### ○ 申請者が排出事業者である場合の再資源化事業のスキーム (法第48条第1項第1号)

自らが排出するプラスチック使用製品産業廃棄物等について、再資源化事業を行おうとする場合、その収集若しくは運搬の委託を受けた者又はその処分の委託を受けた者は、廃棄物処理法における業許可が不要となります。



Kanagawa Prefectural Government

33

## II-⑥ 排出事業者による再資源化事業

### ○ 申請者が複数の排出事業者からの委託を受けた再資源化事業者である場合の再資源化事業のスキーム(法第48条第1項第2号)

複数の排出事業者の委託を受けて、委託元の事業者が排出するプラスチック使用製品産業廃棄物等について、再資源化事業を行おうとする場合、申請者とその収集若しくは運搬の委託を受けた者は、廃棄物処理法における業許可が不要となります。



- ※1 認定再資源化事業者(申請者に限る)の委託を受けて、プラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為(産業廃棄物の収集・運搬又は処分に該当するものに限る)を業として実施する者(認定再資源化事業計画に記載された者に限る)
- ※2 収集・運搬を行う際は当該認定に係る運搬車等である旨を外から見やすいように表示のうえ、認定証の写しの書面又は電磁的記録を備え付けること
- ※3 認定再資源化事業者(申請者に限る)の委託を受けて、認定再資源化事業計画に従って行うプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為(産業廃棄物の収集・運搬に該当するものに限る)を業として実施する者(認定再資源化事業計画に記載された者に限る)

Kanagawa Prefectural Government

34

## II-⑥ 排出事業者による再資源化事業

### ○ 再資源化事業計画の認定基準

基準	概要
法第48条第3項、施行規則第29条・第30条	
① 基本方針及び判断基準との適合性	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針及び排出事業者の判断基準に照らして適切であること</li> </ul>
② 再資源化の促進に資するものとして省令で定める基準との適合性	<ul style="list-style-type: none"> <li>処理の工程（再資源化により得られたものの利用まで）が明らかであること</li> <li>収集したプラスチック使用製品産業廃棄物等に含まれるプラスチックを相当程度再資源化するものであること</li> <li>委託の範囲、責任が明確であること</li> <li>再資源化事業の実施の状況を把握するために必要な措置を講じていること 等</li> </ul>
③ 申請者 <sup>※5</sup> の能力に係る基準との適合性	<ul style="list-style-type: none"> <li>再資源化事業を適確に行うに足る知識・技能を有すること</li> <li>再資源化事業を適確かつ継続して行うに足る経理的基礎を有すること</li> </ul>
④ 運搬施設（車両等）に係る基準との適合性	<ul style="list-style-type: none"> <li>飛散、流出、悪臭の防止等に必要な措置が講じられていること 等</li> </ul>
⑤ 処分施設に係る基準との適合性	<ul style="list-style-type: none"> <li>再資源化子の他プラスチック使用製品産業廃棄物等の処分に適する施設であること</li> <li>運転を安定的に行うことができ、適切に維持管理できること</li> <li>廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理施設設置許可が必要である場合は、当該許可を有していること 等</li> </ul>
⑥ 申請者 <sup>※5</sup> の適格性	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者<sup>※5</sup>が法第48条第3項第3号に規定する欠格要件<sup>※6</sup>に該当しないこと</li> </ul>

※4 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行規則

※5 委託先がある場合は、委託先を含む

※6 イ) 法又は法に基づく命令・処分違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者、ロ) 認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者、ハ) 暴力団員等がその事業活動を支配する者 等